

行政機関個人情報保護法、情報公開法に着目した 個人情報の定義に関する再考察

加藤尚徳^{†1} 村上陽亮^{†1}

概要：いわゆる個人情報保護法上の個人情報の定義、特に照合性については様々な議論が行われている。個人情報保護法においては容易照合、行政機関個人情報保護法においては照合として議論の対象となるこの照合性の論点に関して、本稿では情報公開法における個人情報の定義を元に考察を進める。個人情報保護法と情報公開法においては、共に個人情報の定義が設けられているが、一方で、異なる立法趣旨を持つ二つの定義については、学説上の相違点が見られる。この相違点に着目し、それぞれの法律の射程を明らかにしつつ、個人情報の定義に関する検討を行う。

キーワード：個人情報保護法、情報公開法、個人情報、プライバシー

Reconsideration on the definition of personal information focusing on the relationship between Act on the Protection of Personal Information Held by Administrative Organs and Act on Access to Information Held by Administrative Organs

NAONORI KATO^{†1} YOSUKE MURAKAMI^{†1}

Abstract: Various discussions are being made on the definition of personal information under the Act on the Protection of Personal Information, particularly the verification ability. With respect to the point of this collation which is subject to discussion as easy verification in the law and as the verification in the Administrative Institution Privacy Information Protection Law, this paper will consider the definition of personal information in the Act on Access to Information Held by Administrative Organs. Both have the definitions of personal information, but there are theoretical differences for two definitions with different legislative purport. Focusing on this difference, we will examine the definition of personal information while clarifying the range of each law.

Keywords: Act on the Protection of Personal Information, Act on Access to Information Held by Administrative Organs, Personal Information, Privacy

1. はじめに

「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」)は、情報化の急速な進展により、個人の権利利益の侵害の危険性が高まったこと、国際的な法制定の動向等を受けて、平成 15 年 5 月に公布され、平成 17 年 4 月に全面施行された。その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、個人情報保護法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成 27 年 9 月、改正個人情報保護法が公布された。改正個人情報保護法は平成 28 年 1 月に一部施行され、平成 29 年 5 月 30 日に全面施行された。本改正について、内閣官房が作成した個人情報保護法案の解説資料を見ると、個人情報保護法改正のポイントとして、①個人情報の定義の明確化、②適切な規律の下で個人情報

等の有用性を確保、③個人情報の保護を強化、④個人情報保護委員会の新設及びその権限、⑤個人情報の取り扱いのグローバル化、⑥その他の改正事項、の 6 つを主要な改正のポイントとして挙げている。そのうち、①個人情報の定義の明確化においては「個人情報の定義の明確化(身体的特徴等が該当)」、「要配慮個人情報(いわゆる機微情報)に関する規定の整備」が含まれている。要配慮個人情報(機微情報)については、従来からその区分については多くの指摘がなされてきていたが、その明確化が計られたといえる。一方で、「個人情報の定義の明確化」については、一体何が個人情報なのであるかというそもそもの部分について、議論が存在することが認められ、さらに、法改正を要求する事項として取り上げられたことに意味がある。他方で、本改正をもって、個人情報の定義の明確化が未だ十分になされていないという指摘もあり、今後も個人情報の定義に関する議論は引き続き行われていくことが予想される。

そこで、本稿においては、個人情報保護法においては容易照合、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」)においては照合として

^{†1}(株)KDDI 総合研究所
KDDI Research, Inc.

議論の対象となるこの照合性の論点に関して、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」）における個人情報の定義を元に考察を進める。個人情報保護法と情報公開法においては、共に個人情報の定義が設けられているが、一方で、異なる立法趣旨を持つ二つの定義については、学説上の相違点が見られる。この相違点に着目し、それぞれの法律の射程を明らかにしつつ、個人情報の定義に関する検討を行う。

2. 個人情報保護法制・情報公開法制のおこり

2.1 地方自治体における電子計算機条例

我が国において最初に制定されたデータ保護制度が導入されたのは、記録として確認できる範囲では、昭和 50 年 3 月に東京都国立市において制定された「国立市電子計算組織の運営に関する条例」である。その後、公布日を基準とすると、昭和 51 年 3 月に岩手県紫波町、昭和 51 年 7 月に東京都世田谷区で条例が制定されるなど、昭和 53 年 3 月までの約二年間に、16 の団体において条例が制定されたことが確認できる。これらの条例は 3 つの類型に分類されており、以下の通りである。

類型 1：「住民の基本的人権の擁護・福祉の向上を目的に掲げるとともに、電算組織の運営管理の適切性、個人の秘密の保護等に係る行政機関又はその長の責務を規定した 4～5 条からなる宣言的な条例となっており、施行規則において、記録事項の制限、電算処理手続きに関する若干の実体的規定が設けられている。」

類型 2：「類型 1 の宣言的規定に加えて、記録事項の制限、データ処理の規制、利用・提供の制限、処理状況等の公表、個人の閲覧・訂正等の請求権、審議会の設置、委託の制限等個人情報の保護に関する具体的方策のメニューがひととおり条例で制定されている。」

類型 3：「類型 2 に比べて限定されるが、データの保護、処理状況の公表、審議会の設置等若干の具体的規定が条例に設けられている。」

このように、各自治体が導入した条例は、規定をどこまで設けているかという点に差異がある。一方で、先に参照した 16 の条例について、個人情報の定義を見ると、以下のような 3 つの類型に分類ができた。

類型 A：個人情報について「個人を特定」や「個人を識別」等、当該情報によって個人を特定や識別できるかという情報の性質に着目したもの。

類型 B：「電子計算組織で処理する個人を対象とする形式の情報」のように、電子計算機で処理する情報と定

義したもの。

類型 C：定義を設けていないもの。

今日の個人情報保護法、あるいは個人情報保護条例と比較して特異な点としては、個人情報そのものの定義されていない条例がみられることである。また、個人情報の定義がなされていたとしても、類型 B の「電子計算組織が処理する個人を対象とする形式の情報」のように、個人情報そのものの性質については触れていないものもある。類型 A に至っても、「特定」や「識別」等を用いて情報の性質について触れているものの、電子計算組織が処理する情報であるという前提を置いていることに留意が必要である。

2.2 地方自治体における総合的個人情報保護法制と情報公開法制

先に見たように、当初のデータ保護のための条例は、今日的な個人情報一般を保護するものでなかった。個人情報に関する今日的な定義を有せず、「電子計算組織で処理する」情報を保護対象としたものであった。今日的な個人情報一般を保護する条例として初めて制定されたものは、1984 年 7 月に成立した福岡県春日市の「春日市個人情報保護条例」であるとされている。続いて、1985 年 3 月に大阪府島本町で「島本町個人情報保護条例」が、1985 年 6 月に神奈川県川崎市で「川崎市個人情報保護条例」が成立するなど、今日に続く自治体における個人情報保護条例の原型が形成されていく。

春日市における個人情報保護条例の成立経緯を見ると、1980 年に市民による『『市政情報公開条例及び個人情報保護条例』に関する請願書』が提出されたことには始まっている。市政に関する情報公開制度の必要性が訴えられる一方で、情報公開によって個人情報保護の必要性が生じることから、情報公開条例と個人情報保護条例が同時に制度化されることが求められた内容であった。また、1982 年に行政管理庁の「プライバシー保護研究会」の報告書で触れられているとおり「プライバシー侵害の可能性は、コンピュータ処理のみならずマニュアル処理にも認められるもので、両者の処理形態の特性に留意しつつ、原則的には、マニュアル処理も含めた対策を講じる必要がある。但し、マニュアル処理については、システムの成熟度、処理データの内容、規模及び処理方法が多様であることなどから、具体的な規制の対象とその内容については、適正な限定を置く必要がある」と記されており、この報告書が春日市の個人情報保護条例（1984 年 7 月 7 日）の定義を見ると、「第 2 条（1）個人情報 個人に関する情報であつて、個人を識別できるものであり、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもの及び電子情報処理システムの入力物に記録されるものもしくはされたものをいう。」と定義されている。これは、春日市が 1980 年 1 月に

制定した「春日市電子計算組織の管理運営に関する規則」の個人情報の定義「電子計算組織に記録される市民に関する情報で個人を識別できるものをいう」が電子計算組織におけるデータ保護について定めていることに対して、文書、図画、写真等を例示しつつマニュアル処理情報を含めるものに改められている。この範囲については「行政機関その他が、将来利用する目的をもって、記録にとどめられるもの（記録にとどめるために収集中のものを含む。）を考えれば足りる、との結論に達した。このような趣旨を明らかにするために、答申では『記録されもしくはされたもの』との表現をとった。なおこの際、『春日市情報公開条例』との用語の統一を図るため、情報の定義を情報公開条例のそれと合わせることとした。」という経緯がある。以上のように、春日市においては、情報公開制度を支えるもう一つの柱として総合的個人情報保護制度が導入された経緯がある。一方で、総合的個人情報の保護といえども、その範囲は情報公開制度の外縁に合わせて設計されている。

他方で、川崎市の個人情報保護条例（1985年）を見ると、第2条（1）に「個人情報 個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報をいう。」と定められている。逐条解説を見ると「この条例でいう個人情報とは・・・と定義されており、これは川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号）第7条第1項第1号に規定する『個人事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報』と同義である。」と解説されている。このことから、情報公開制度を意識した個人情報保護制度の設計がなされていることは明らかであり、春日市と同様のものといえる。一方で、同解説には「これらの個人情報には・・・公開することが公益上必要と認められるもの等プライバシー権が制約されているもの、あるいは、全く認められていないものまで包含されている。しかしながら、本条例では、保護対象となる個人情報を特定せず、個人生活事項に関する個人識別情報の全てを対象とすることを原則とし、制度の運用に万全を期することとした。」とも記されている。これは、個人情報保護制度の対象となる情報について、情報公開制度側からの制約を設けることなく、総合的個人情報全般について、保護の対象に含め得ることを示している。また、「特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」という定義は、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告（1980年9月）」における「個人データ」の定義とほぼ一致している。情報公開制度との関連性を明らかにしつつも、OECD 理事会勧告を強く意識したものであることが理解できる。この定義は今日の個人情報保護法にも共通したものとといえる。

なお、島本町については、資料が限られているが、春日市、川崎市と同様に、個人情報保護条例に先行して、情報公開条例が制定されていることがわかる。3つの自治体の

条例に共通していたことは、①従来の電子計算組織の処理に係る情報に限定されない総合的な個人情報保護条例であったこと、②情報公開条例が同時に整備されたこと、の2点である。つまり、総合的個人情報制度が制定された背景には、情報公開法制の制定があった、ということができる。

3. 今日における個人情報定義における問題の一例

地理空間情報が個人情報に該当するかどうかについて、地理空間情報に関して国土院が作成した「地理空間情報の活用における個人情報ガイドライン」がある。本ガイドラインでは、地理空間情報活用推進基本法に定められた公的機関が有する地理空間情報の活用において、国及び地方公共団体の責務が明示されている（第4条及び第5条）。行政機関が保有する地理空間情報は、幅広い行政分野にわたる多様な情報が含まれることから、その利用・提供に当たっては、個人の権利利益保護に十分に留意する必要がある。そのため、本ガイドラインが策定された。

地理空間情報活用推進基本法では、「地理空間情報」に関する定義がもうけられており（第2条1項各号）、空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。以下「位置情報」という。）（1号）及び、前号の情報に関連付けられた情報（2号）と定められている。

本ガイドラインでは、「個人情報保護法に基づく地理空間情報の提供可否判断フロー」として、以下の①から③のような3つの段階が定義されている。

- ① 単体データのみで判断
- ② 他の情報と重ね合わせ・照合を行った場合の判断
- ③ 保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の判断

まず、その空間情報が単体で個人情報となりうるかどうかを判断する。次に、他の情報（ここでは、広く一般に流通する情報全てを含んだ意）と重ね合わせた・照合し、特定の個人を識別するかどうかを判定する。最後に、それらの空間情報が本来の目的に合致するか、合致しないとして利用・提供が可能かを判断するというフローを提示している。

本ガイドラインにおいては、①から③のような検討がなされているが、我が国の個人情報保護法が保護の対象とする情報はあくまで、「個人に関する情報」である。この「個人に関する情報」が具体的に何を指すのかについては緒論あり、本ガイドラインは、そもそも「個人に関する情報」以外の情報についても検討を進めてしまっている疑念がある。民間分野を対象とした個人情報保護法と、行政機関を対象とした行政機関個人情報保護法は「個人情報」の定義を異にし、特にその照合性について違いを設けているが、その差異を加味したとしても、②、③については本ガイド

ラインで示されているような結論に結びつくことに疑問が残る。一例を挙げるとするならば、行政機関が設置する公共の地図が、市販の個人名を含んだ住所録等と照合可能となる場合、当該地図は個人情報になるのだろうか。

4. 行政機関個人情報保護法、情報公開法における個人情報定義とその解釈

4.1 定義

行政機関個人情報保護法においては、個人情報は2条に「この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。」と定められており、1号において「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」、2号において「個人識別符号が含まれるもの」が定められている。

一方で、情報公開法では5条に「行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定めがあり、この中には「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」が含まれている。この定義は行政機関個人情報保護法における個人情報とほぼ一致している。しかしながら、自治体における条例の例とは異なり、定義が同一であることが明示されていない。

なお、個人情報保護法においては、2条1項1号に「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しく

は記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と定められている。行政機関個人情報保護法と比較した場合、「照合」が「容易に照合」となっている点が異なる。

4.2 解釈

それでは、行政機関個人情報保護法と情報公開法それぞれにおける個人情報はどのような解釈がなされているのか。通説的解釈（宇賀説）においては、行政機関個人情報保護法における個人情報は「個人情報であるためには、特定の個人が識別される情報であることが必要」であるとされており、加えて「他の情報との照合により特定の個人が識別される場合も含まれる」とされている。また、このような他の情報との照合の問題は「モザイク・アプローチ」と呼ばれる手法を用いて検討がなされるとされている。また、個人情報保護法が「容易に照合」を要件としていることに対して、行政機関個人情報保護法が「照合」を要件としていることが、「行政機関情報公開法と同様、照合の容易性を要件としていない立場をとっている」「行政機関情報公開法の個人情報の範囲と平仄を合わせることが、行政機関が保有する個人情報の開示・不開示の判断の統一を図る観点から望ましい」との指摘もなされている。

情報公開法においては、通説は、他の情報との照合について、「全国紙掲載情報のように国民一般が容易に入手しうる情報を基準に考えるか、県民番掲載情報のように、当該県民にとっては容易に入手しうるが国民一般にとっては必ずしもそうでないものも含めるかにより判断が相違することになるが、行政機関情報公開法は、何人にも開示請求権を認めており、当該県民も開示請求をする可能性があるから、国民一般が容易に入手しうる情報のみを基準としてモザイク・アプローチを行うことは適切ではない」こと、また、「一般人が知りうる報道や刊行物の情報」だけでなく「当該個人の近親者や関係者のみが知りうる情報が含まれる」とも説明されている。

なお、モザイク・アプローチとは「当該情報 A それ自体を開示しても、不開示規定が防止しようとしている不利益が生ずるわけではないが、すでに公になっているか又は講習が入手可能な他の情報 B と組み合わせることによって、不開示規定が防止しようとしている不利益が生ずる場合には、A を不開示にするもの」と説明されている。

4.3 関連判例

行政機関個人情報保護法の外縁を画する事例として、しばしば、横浜地判平成 18・8・9 判例自治 292 号 57 頁が引用されている。

本事例は、横須賀市個人情報保護条例に基づく医療相談苦情関係報告書の開示請求につき、市庁が自己を本人とす

る保有個人情報に当たらないか、いわゆる事務事業情報に当たるとして一部不開示とした部分開示決定を行ったため、どう決定のうち不開示部分の取消しを求めた請求が棄却されたものである。

本事例では、出産に際して病院搬送や出産前後の医師の対応に不満を抱いた X が、X が行った医療相談に関して、市の条例に基づいて医療相談苦情関係報告書の開示を求めたものである。これについて、市長が、①医師個人の自宅住所情報、②消防署が把握している医師の私生活に関する情報、③医師が開設していた病院以外での医療活動に関する情報、④医師の体調に関する情報、⑤医師の妻が回答した内容、⑥医師の X に対する個人的見解、⑦出産当時の医師の状況について説明及び弁明が記載されている部分、について不開示とした。X はこの不開示の取消しをもとめた。

判決では、情報の個人識別性を判断するに際しては、当該情報そのものから本人が識別される場合のほか、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合も対象とするのが適当であり、かつ、その場合に照合される情報は必ずしも当該情報と照合が容易な者に限られず、一般人が通常入手しうる情報を含む者と解するのが相当である、と判示した。

この判決から、必ずしも照合される情報が開示請求対象情報と照合が容易なものに限られず、一般人が通常入手可能な情報も含むと判示されている。

4.4 考察

以上のように、行政機関個人情報保護法と情報公開法を概観すると、両方における個人情報の定義において、他の情報の範囲が非常に広範であることがわかる。

この点について、個人情報保護法では、個人情報の第三者提供にあたって、提供元において個人情報であるか、照合する主体が提供先と提供元のどちらを基準として判断されるかという論点がある（いわゆる、提供元基準・提供先基準）。このうち、個人情報保護法においては、提供元を基準として個人情報の照合性が判断されていると考えられている。一方で、提供元と提供先のどちらを基準にするかについて、行政機関個人情報保護法上の定義は、情報公開法における定義と合わせて読むと、提供先を基準として照合性の判断を行っているように捉えることもできる。また、地理空間情報に関するガイドラインの判定フローについても、第二段階に至る経緯を見ると、やはり、提供先を基準として照合性の判断を行っていると考えの方が自然である。個人情報保護法と行政機関個人情報保護法は、それぞれにおいて異なる照合性の基準を有する、という解釈が導かれることになるが、果たしてそのような解釈は妥当なのだろうか。

そもそも、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法の定義における「照合」に関する差異は、「容易」であるかどうかのみである。この「容易」であるかどうかのみをもつ

て、照合性の判断基準が提供元から提供先にうつること解釈として妥当するかについて疑問が残る。照合が容易であるかどうかは、照合元の情報と照合先の情報を照合することの容易性を表しており、そのような二つの情報の照合が手段として容易であるかどうかのみを見ているのではない。例えば、ある情報がデータベースとして管理されている場合、データベース間が照合できる形式になっていれば容易に照合できるといえ、照合先のデータがデータベースとして管理されていなければ容易に照合できないといえる、のように具体的な手段において区分をすべき問題であるように思える。

あるいは、その情報が個人情報であるかどうかについては、通常、一般人基準をもって判断がされる。これは、一般人の基準をもって特定の個人を識別することができるかという個人識別性の程度問題である。一方で、情報公開法制においても「一般人基準」という用語が用いられているケースがある。この一般人基準は「判決・答申では、照合する「他の情報」を「一般人」が入手できる情報に限るとする、いわゆる「一般人基準」を採用しているのが通例である。一般人基準では個人の識別性があるとまではいえないが、なおプライバシーの保護が必要なものについては、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の判断で行う方向にある。」とする説明もある。ここに、個人情報保護法制と情報公開法制における同一用語の用例が異なるという現象がある。

これらの問題は、「個人に関する」の解釈で排除できるという考え方もとりうる。つまり、「個人に関する情報のうち特定の個人を識別する情報」なのであるから、そもそも個人に関する情報のみが照合性の判断に至るのであり、個人に関する情報を除外すれば、実質的な問題は生じないという考え方である。しかしながら、元来、この「個人に関する」という部分については、あまり解釈がなされてこなかった。当所においては、法人を排除するという趣旨でこの一文が設けられたという向きもあり、「個人に関する」にこれだけの意味を持たせることには疑問が残る。

では、これらの問題についてどのように考えるべきか。まず行政機関個人情報保護法における情報の第三者への提供と、情報公開法における情報公開の性質について比較を行う必要がある。仮に、これらの性質が異なる場合には、提供先、あるいは公開先における情報の性質がそれぞれ異なる可能性が高い。また、保護の実質性についても目を向ける必要がある。個人情報保護法では、当該個人情報がどのような意味を持つかという価値判断は行わないが、情報公開法においては、個人の権利利益と情報公開することの利益が比較衡量され、実質的な価値判断が行われるという差異がある。これらの点について考慮した上で、解釈を展開する必要がある。

5. まとめと今後の課題

以上のように、個人情報保護法制、情報公開法制のおこりをとらえた上で、それぞれの制度における個人情報の定義について考察を行った。

そもそも、個人情報保護法制と情報公開法制は相互に強い関連性を有するかたちで、地方自治体においては条例として整備が進められてきた。一方で、国レベルでは、個人情報保護法制と情報公開法制は、一応独立して成立したという経緯がある。しかしながら、行政機関個人情報保護法と情報公開法の解釈を見ると、それぞれの法律における個人情報の定義は非常に近いものになっている。特に、照合性の判断基準を見ると、行政機関個人情報保護法は個人情報保護法とは異なった解釈の方向性を示しており、そのような解釈の方向性は情報公開法と一致するところである。

このような問題は、現在のところは、社会に対して大きな影響を与えていないが、今後は影響が少なくないことが予想される。例えば、昨年成立した官民データ活用推進基本法は国や自治体が保有するデータをオープンデータとして公開する方針を示している。一方で、オープンデータが個人情報に由来する場合には、相当の配慮が必要となることが予想される。あるいは、個人情報保護法における匿名加工情報と同様に、行政機関個人情報保護法においても非識別加工情報と呼ばれる仕組みが導入された。行政機関は求めに応じて、非識別加工情報を提供する必要に迫られることになる。個人情報保護法に比して広い定義を有する行政機関個人情報保護法のもとで、これらの仕組みは有効に機能するのだろうか。個人情報保護法、行政機関個人情報保護法のバランスも考慮しつつ、適正な解釈が求められている。

今後は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律から、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法に至る経緯を踏まえて、立法趣旨等を考慮しつつ、個人情報定義の変遷をおさえ、その上で、適正な解釈を検討していく。

参考文献

- [1] “個人情報（法第5条第1号）についての検討資料”，総務省行政管理局，
〈http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/040928_s.html〉（参照 2017-11-06）。
- [2] “地理空間情報の活用における個人情報ガイドライン”，
〈<http://www.gsi.go.jp/common/000055897.pdf>〉（参照 2017-11-06）。
- [3] 石川善治(編著): 情報公開—その原理と展望—, 法律文化社, (1983)。
- [4] 宇賀克也: 個人情報保護法の逐条解説 第5版 -- 個人情報保護法・行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法, 有斐閣(2016)。

- [5] 宇賀克也: 情報公開法—アメリカの制度と運用, 日本評論社(2004)。
- [6] 宇賀克也: 新・情報公開法の逐条解説 第7版-- 行政機関情報公開法・独立行政法人等情報公開法, 有斐閣(2016)。
- [7] 瓜生和久(編著): 一問一答 平成27年改正個人情報保護法, 商事法務(2015)。
- [8] 春日市個人情報保護研究会(編著): 個人情報保護への新時代, 第一法規, (1985)。
- [9] 財団法人地方自治情報センター: 地方公共団体における電子計算機処理に係る個人情報の保護等に関する条令集(1978年)。
- [10] 総務省行政管理局(編著): 詳解情報公開法, 財務省印刷局(2001)。
- [11] 鈴木正朝, 高木浩光, 山本一郎: ニッポンの個人情報, 翔泳社(2015)。
- [12] 堀部政男「プライバシー・個人情報保護議論の世界的展開と日本(特集プライバシーを守ったITサービスの提供技術1)」情報処理学会『情報処理』Vol.54 No.11 Nov.2013 (2013) 1106頁から 1114 頁。